

山梨県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内 正 明

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

八代ふるさと公園拡張整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 笛吹市八代町岡字稲山原及び妙善屋敷及び上の原地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

八代ふるさと公園拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施にあたり、既に必要な予算措置を講じている。また、財源として、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の交付決定を受けていることから、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

公園は、笛吹市への合併以前の八代町において平成二年度から、五回に渡って事業認定を行うなど、順次継続して整備を行ってきたところであるが、現在、次の課題を有している。

①公園内に保存されている山梨県指定遺跡「岡・銚子塚古墳」は、山梨県内屈指の規模を誇る古墳で、貴重な史跡であるが、周溝部の一部が未だ民有地であることもあり、保存が不十分であること。

②公園は、笛吹市地域防災計画において、災害時の飛行場外離着陸場に指定されているが、災害時の物資輸送の中継スペース及び搬出路が未整備であり、防災機能として不十分であること。

③八代ふるさと公園基本構想で計画された公園の付随施設である駐車場整備が不十分となっているため、週末を中心に駐車場が不足しており、公園利用者の安全が確保できず、周辺の交通にも弊害が生じていること。

④公園周辺部には、保育所や老人ホームといった社会福祉施設が多く立地し、通年利用者が多く存在しているが、緑地や木陰での休憩スペースが不足しており、利用者にとっての魅力が不足していること。

本件事業の施行により、文化財（史跡）の保全・保護、防災機能の拡充整備、更には駐車場不足の解消、緑地・木陰スペースの整備といった課題への対応が図れるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施工にあたっては、低騒音型重機の使用や必要な防護柵を設置し、日曜日や祝日、夜間には工事を実施せず、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、本件事業の土地は、埋蔵文化財包蔵地であるため、起業地は笛吹市教育委員会との協議により、盛土構造を基調とした敷地造成計画とし、現況地盤より三十cm以

上の掘削が生じる箇所については、笛吹市教育委員会の立ち合いの元に施工すること、駐車場の出入口等で面的に切土造成が必要な箇所においては、文化財の記録保存のための発掘調査を実施し、発掘調査の規模等については笛吹市教育委員会と協議し決定することとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

事業の施行位置については、公園の周辺にあつて必要な面積が確保でき、また、公園との位置関係、「岡・銚子塚古墳」の保全や道路とのアクセス、防災対策、周辺景観への影響、造成、物件移転、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一) で述べた得られる公共の利益と (二) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三) で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

公園内に保存されている山梨県指定遺跡「岡・銚子塚古墳」の周溝部の一部が未だ民有地であることもあり、保存が不十分であること、災害時の飛行場外離着陸場の災害時の物資輸送の中継スペース及び搬出路等が未整備であり、防災機能として不十分であること、八代ふるさと公園基本構想で計画された公園の付随施設である駐車場整備が不十分となっているため、週末を中心に駐車場が不足しており、公園利用者の安全が確保できず、周辺の交通にも弊害が生じていることなどの現状がある。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、次のとおりであり、いずれも適切であると認められる。

①古墳保護帯においては、笛吹市文化財審議会から答申された周溝部から十五mの保護範囲であること。

②駐車場においては、災害時の資材仮置場等としての必要性とともに、平時の使用には都市公園利用実態調査による存園者数から、必要駐車台数により敷地面積を算出したものであること。

③桜と芝の広場においては、園路、災害時資材仮置場、植栽地、散策路等必要最小限に設定されたものであること。

④遊びの広場においては、想定利用者数から算出した遊具の台数に必要な面積にとどめたものであること。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるので、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市建設部まちづくり整備課